このまちの文化を
私たちの手で、
次世代へ。

京都市
地域景観まちづくりネットワーク

Kyoto
Keikan Network

We are creating the scenery of Kyoto
for the next generation.

平成31年4月1日発行　　発行元：京都市地域景観まちづくりネットワーク　編集・制作：NPO法人京都景観フォーラム

目次　CONTENTS

04 — 京都市地域景観づくり協議会制度とは

協議会制度を導入している地域の紹介

06 — 修徳景観づくり協議会
08 — 先斗町まちづくり協議会
10 — 西之町まちづくり協議会
12 — 一念坂・二寧坂　古都に燃える会
14 — 桂坂景観まちづくり協議会
16 — 姉小路界隈まちづくり協議会
18 — 明倫自治連合会
20 — 仁和寺門前まちづくり協議会
22 — 京の三条まちづくり協議会
24 — 祇園新橋景観づくり協議会
26 — 嵐山まちづくり協議会

28 — ヒアリングを通して見えた **地域景観まちづくりの今**

平成23年に取り組みがスタートした
「京都市地域景観づくり協議会」制度。
自分たちのまちの景観を、自分たちの手で守ろう。
その想いを持ち、地域の人々が景観まちづくり活動を行う
京都市内の11の地域で導入されています。

本冊子では、さまざまな地域特性を持つ
11の協議会を紹介するとともに、
各地域でのヒアリングに基づいた
景観まちづくりの現場の声を紹介します。

地域景観づくり協議会の存在を
より多くの方に知っていただき、
今後、景観に対する取り組みを進めていく上での
ひとつのきっかけとなれば幸いです。

平成31年4月1日　京都市地域景観まちづくりネットワーク

京都市
地域景観づくり協議会制度とは

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、新たにその地域で建築等をしようとされる方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

制度のしくみ

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を「地域景観づくり協議会」として市長が認定します。
地区内で建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、計画内容について**協議会との意見交換の実施**が義務付けられます。

制度が導入されている地域で 建築物・工作物の新築・改築、看板の設置・変更等を行うときの手順

STEP 1

地域景観づくり協議会への連絡

事業を行う建築主・建築士等から各地域の協議会に連絡いただき、意見交換の日時や場所等を調整いただきます。
（各協議会の連絡先は京都市景観政策課へお問合せください。）

STEP 2

地域景観づくり協議会と意見交換を実施

各協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針を定めた「地域景観づくり計画書」等をもとに、事業者と地域景観づくり協議会との意見交換を実施します。内容により、意見交換は複数回にわたる場合もあります。

STEP 3

京都市への意見交換内容の報告

意見交換の内容は報告書にまとめていただき、景観に関する手続き（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）の際に申請書等に添付して報告していただきます。

Q. 建築協定など他の制度との違いは？

A. 協議会制度では事業者と地域での意見交換が義務付けられているため、お互いを知り、地域のことを知ってもらう場をもつことができます。
一方で、協議内容に関しては法的な拘束力・強制力はなく、あくまで事業者の自主的な対応を求める制度となっています。

Q. 意見交換の実施以外のメリットは？

A. 計画書作成などのプロセスを通して、住民が地域の価値を再発見し、共有するきっかけづくりができます。
協議会が主体となり、地域の行事やイベントなど交流を深める取り組みを行っている地域もあります。

Q. どんな地域が取り入れている？

A. 協議会制度を取り入れている地域は、商業・観光的要素が強い地域から住宅地まで、さまざまです。
協議会設立にあたっては、すでに協議会制度を運営している地域の方から話を聞いたり、勉強会を行うこともできます。

京都市地域景観まちづくりネットワーク

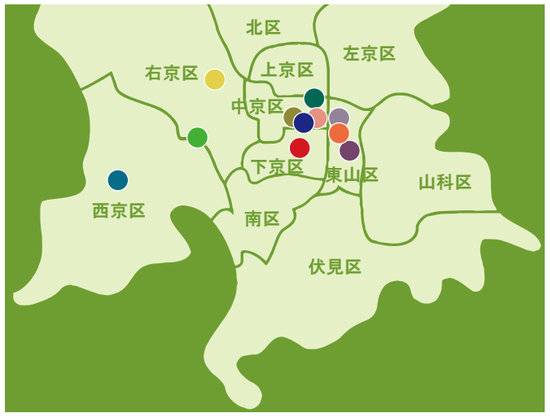

参加地域

- 修徳景観づくり協議会
- 先斗町まちづくり協議会
- 西之町まちづくり協議会
- 一念坂・二寧坂古都に燃える会
- 桂坂景観まちづくり協議会
- 姉小路界隈まちづくり協議会
- 明倫自治連合会
- 仁和寺門前まちづくり協議会
- 京の三条まちづくり協議会
- 祇園新橋景観づくり協議会
- 嵐山まちづくり協議会

「京都市地域景観まちづくりネットワーク」は、地域景観づくり協議会制度を活用し、景観まちづくりを進めている地域の集まりで、平成 31 年 4 月現在、11 地区が加盟しています。

協議会制度の運用には、話し合いの持ち方、話し合いを通じた関係の作り方など、さまざまなノウハウが必要となります。本ネットワークは、参加地域同士の交流を主な活動としています。他の地域の取り組みを学ぶことで、それぞれの地域の活動を充実させるとともに、挙がった課題をもとに制度の改善につなげていこうとするものです。

また、これから協議会制度を活用しようという地域に対しての情報提供の場としても役立ててほしいと考えています。

■京都市地域景観まちづくりネットワーク
http://kyotokeikan.net/index.html

■事務局: NPO法人京都景観フォーラム
https://kyotokeikan.org

修徳景観づくり協議会

京都市の都心部「田の字地区」に位置し、京都市の中心的な商工業地区として発展してきた職住共存のまち。明治初期より、日本で最初に開校した修徳小学校を中心に地域自治が行われ、学区が廃止された現在でも「修徳自治連合会」として活発な自治活動を続けている。修徳まちづくり委員会は、その自治連合会の主要組織の一つである。

写真:京小宿 室町ゆとね

京都市内での位置

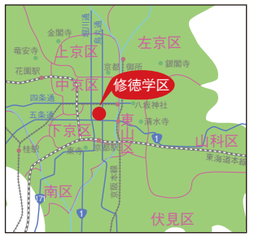

全体図

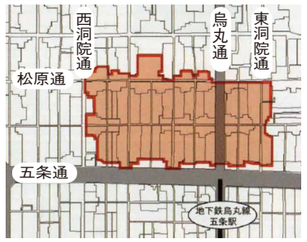

Webサイト

修徳景観づくり協議会
https://kyotokeikan.org/syutoku_HP/syutoku_top.htm

協議会概要

●沿革

平成 11 年　修徳まちづくり委員会を設立
平成 13 年　「修徳学区地区地区計画」の策定
平成 18 年　「まちづくり憲章第一部」の策定
　⇒めざすまちづくりを具体的に著す。
平成 22 年　「まちづくり憲章第二部
　町並み編、安全・安心編」の策定
　⇒まちづくりの具体的な行動指針を著す。
平成 24 年　京都市地域景観づくり協議会に認定
平成 25 年　修徳まちなみ文化財 選定制度を施行
　⇒住民のまちなみを評価する目を醸成し、
　修徳にふさわしい建物の建築を誘導する。

まちづくり憲章第一部

まちづくり憲章第二部
町並み編

●地域景観づくり協議会

「まちづくり憲章第二部 町並み編」の策定により、「良いまちなみを創出する＝景観まちづくり」を支えるシステムとして、学区内の新規の建築計画に対して、（建築主・事業者）と（地域コミュニティ）（修徳まちづくり委員会）の三者が、話し合う仕組みが考えられた。その目的は、ふさわしいまちなみ景観について、建築主と地域コミュニティが話し合うことで、双方の地域コミュニティへの帰属意識を高め、良いまちなみになるように誘導することにある。このシステムが、地域景観づくり協議会として、京都市の景観条例の改正に盛り込まれた。

●地域景観づくり相談会

景観づくり相談会は、（建築主・事業者）と（地域コミュニティ）に加えて、オブザーバーとして（修徳まちづくり委員会）も出席している。相談会では、（建築主・事業者）に対して、修徳学区の歴史・景観の現状・まちなみのルールなどを示して、計画概要・図面・外観パース・景観上の工夫を準備するよう求めている。また、建築計画の初期段階で意見交換ができるように、複数回の相談会を希望している。

目的　1. 双方の地域コミュニティへの帰属意識を高める
　　2. 良好なまちなみになるように誘導

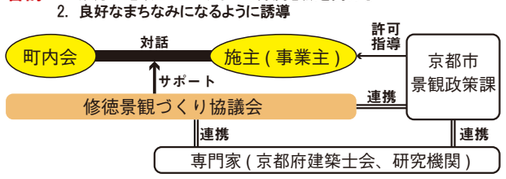

協議会の活動

景観づくり相談会のメリット

・建築主と地域コミュニティとの意見交換により、建築物の外観デザインが、修徳に相応しいまちなみに近づきます。
・相談会を通じて、地域コミュニティと建築主だけでなく、住民同士の更なる良い関係づくりが期待されます。
・地域コミュニティが相談会を経験することで、自分たちにとって相応しいまちなみについて、考える契機となります。

景観づくり相談会のデメリット

・建築計画のなるべく早い段階で相談に来てもらうことを想定した仕組みですが、建築確認申請まで余裕のない時期に相談に来る建築主も多くいます。そのため、相談会を経ても、設計の大幅な変更が難しい場合があります。
・マンション計画やゲストハウス計画の場合、相談会に来るのは建築主（事業主）の代理人である設計者や管理会社のことが多く、本来の目的である建築主と地域コミュニティの良好な関係づくりが難しいことがあります。
・相談会の結果を取り入れるかどうかは、建築主の判断に委ねられます。そのため、問題のあった相談会でも、計画がそのまま進む可能性があります。

意見交換での変更事例

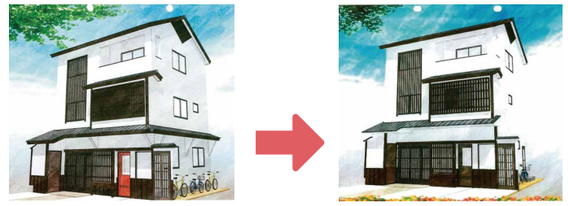

全体会議の開催

地域コミュニティが抱える課題は、景観づくりを超えて、時代に応じて多岐にわたります。例えば、数年前はマンション問題、近年はゲストハウス問題などです。それらの問題について、互いに課題を共有して、有効な解決策を考えるために、地域コミュニティ全員が参加できる全体会議を、年に２回ほど開催しています。

修徳まちなみ文化財

修徳まちなみ文化財の目的は、地域コミュニティ自身が、良好な景観に寄与する建物を選定することで、まちなみを評価する目を醸成されて、修徳の景観に相応しい建物を誘導することにあります。そのことは、相談会での意見交換を活発にして、地域景観づくり協議会のシステムを推し進めるためにも有効です。

きっかけは、平成25年に京都府建築士会の協力を得て、ワークショップとまち歩きを実施して、伝統的な町家や寺社など44軒の建物を、修徳まちなみ文化財として選定したことに始まります。翌年には、修徳のまちなみに相応しいビル、路地などを選定して、「修徳まちなみ文化財繪圖」を発行しました。

そして近年は、相談会を経て建設された建物に対しても、修徳まちなみ文化財に選定しています。最近では、学区内に建築計画のある建築主から、文化財への認定を目指して、選定基準に関する問い合わせがあります。

景観づくり相談会の開催と合わせて、学区内の建築物のデザインの質の向上に寄与するものと期待されています。

小田原町連続立面（部分）

ワークショップの様子

選定プレート

修徳まちなみ文化財繪圖

先斗町まちづくり協議会

先斗町通りを中心とする界隈は、京都の花街の一つであり、高瀬川開削後木屋町通りの発展と並行して３００年以上にわたり京都の繁華街として繁栄を続けてきた場所。商業的な要素が強い一方で、人々が生活を営む住宅地としての一面ももつ。

京都市内での位置

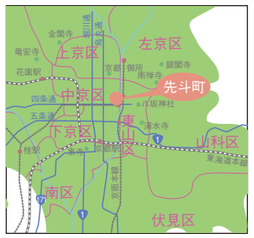

全体図

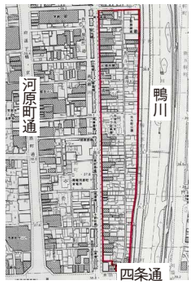

Webサイト

先斗町まちづくり協議会
https://www.pontocho-kyoto.com

協議会概要

●沿革

平成 19 年　京都市新景観政策
　　京都市屋外広告物条例 改正施行
平成 21 年　「先斗町の将来を考える集い」として
　　立誠自治連合会により召集
平成 22 年　「屋外広告物に関しての取り組み」開始
平成 23 年　「先斗町町式目第２条(屋外広告物に関して)」施行
　　「先斗町まちづくり協議会」へ改称
平成 24 年　京都市地域景観づくり協議会 認定取得
　　「界わい景観整備地区」への指定変更を
　　求める要望書の提出
平成 25 年　「先斗町町並み調査」実施
　　「通り・路地整備から無電柱化」までの
　　一体的な要望書の提出
平成 26 年　シンポジウム・企画展示「このまちのために、
　　できること。」開催
平成 27 年　先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備
　　計画施行
平成 28 年　橋下若松町にて火災発生
　　第１回先斗町火災対策ネットワーク会議開催
　　先斗町このまち守り隊結成
　　先斗町火災対応検証訓練開催
平成 29 年　先斗町通無電柱化工事着工式典開催
　　先斗町通無電柱化工事着工

●先斗町の景観に関するルール

先斗町まちづくり協議会では、まちの誰しもが守るべき決まり事・自主規制としての『先斗町町式目』を策定している。この先斗町町式目は、先斗町らしさを守るため最低限、守るべき規則である。
この地域には、景観に関する行為に対し意見交換を行う「地域景観づくり協議会」制度と、先斗町地区にかけられる「先斗町界わい景観整備計画界わい景観整備地区」という景観上の２つの規制が存在し、先斗町の町並み景観維持保全再生を支える柱となっている。

- 地域景観づくり協議会制度（先斗町まちづくり協議会）
- 先斗町界わい景観整備計画界わい景観整備地区

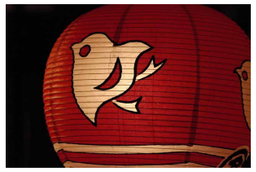

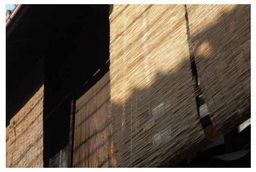

協議会の活動

屋外広告物に対する取り組み

先斗町では独自の自主規制（先斗町町式目）を策定し、屋外広告物の自主改善を実施しています。
既存事業者・住民へ屋外広告物の改善を呼びかけるとともに、新規事業者に対して意見交換会を行い、先斗町にふさわしい景観づくりを行っています。

屋外広告物の改善例

屋外広告物への取り組みによるまちなみの変化

2012 年 3 月

2012 年 10 月

2011 年 3 月

2015 年 4 月

無電柱化への取り組み

先斗町の景観を良くする取り組みのひとつとして進めている無電柱化。先斗町の事例では、建物の所有者さんの協力による「民有地への地上機器の設置」が大きな特徴になっています。関西電力、京都市建設局道路環境整備課、京都市都市計画局広告景観づくり推進室の方々と連携しながら、一戸一戸、地上機器の設置場所を検討し、プランを練っていきました。

また、無電柱化工事にともない、道路面の舗装も同時に見直すこととなりました。さまざまな素材で試験的に施工した路面を作り、滑りにくく、先斗町にふさわしいしつらえの舗装を検討。最終的には全戸配布アンケートで意見を募り、決定します。
無電柱化工事の完成は平成 32 年度を予定しています。

無電柱化への取り組みによるまちなみの変化（イメージ）

現状調査をしながら、 地上機器の設置場所を確認

無電柱化工事後の道路舗装について検討

西之町まちづくり協議会

江戸時代に作られた浄土宗総本山知恩院の門前町で、地下鉄・京阪・阪急電車のターミナル駅に近く、また八坂神社・祇園町等観光地に近い職住共存の町である。
京舞の家元があり、「八朔」や「事始め」等京都を代表する文化行事を発信する町。骨董店も多く、海外からの観光客にもよく知られている。

京都市内での位置

全体図

Webサイト

西之町まちづくり協議会（京都市）
http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000126451.html

協議会概要

●沿革

平成 15 年　西之町まちづくり協議会発足
　　順次三種の京都市条例の指定を受ける
　　（一）平成 11 年歴史的景観保全修景地区
　　（二）平成 16 年西之町地区地区計画
　　（三）平成 24 年地域景観づくり協議会
平成 25 年　西之町町式目制定

●基本方針

５本の柱で以って町の住環境を守っていきます。
① 歴史的景観保全修景地区の指定
　15m以内高さ制限や道路に面した箇所の建築様式の制限により、町並の保全を図っている。
② 西之町地区地区計画の指定
　地区計画により風俗営業店や騒音を伴う工場の進出を抑えるため用途を制限している。
③ 地域景観づくり協議会の指定
　地域景観づくりにより、新築･増築･改築に際して計画の設計段階で協議会との事前協議を義務付けている。
④ 西之町町式目の制定
　実際の実務者や居住者が当町内で社会生活を営む上において守るべき必要なルールを定めている。
⑤ 西之町独自の建造物・表示物・広告物に対しての色やその度合の指定

西之町組織構成図

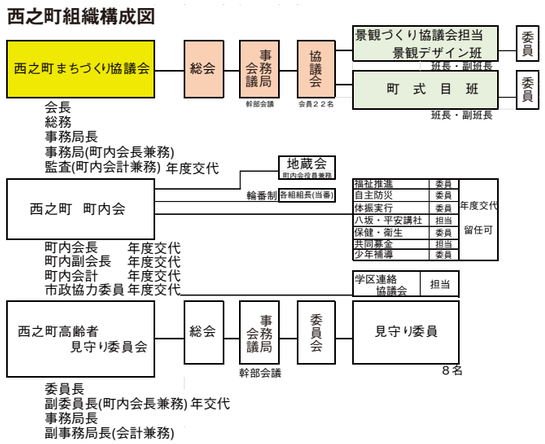

●基本方針に基づく協議の仕方

① 所有者または所有者の委任を受けた人からの申し入れを受け、協議場所と日時を定めます。
② 先ず初回は当方まちづくりの主旨を説明し提出を受けた設計図等に基づいて協議を開始いたします。
③ 当方の主旨に沿っていれば即決しますが、沿わない場合は、町式目や景観デザインの担当委員会に上提し審議し再協議をいたします。
④ 双方の了解により協議を終了し関係先へ結果を報告いたします。

協議会の活動

西之町まちづくり協議会の活動

風情ある京町家や町並を維持することによって歴史的景観地区としての修景の保全に努めています。
①建造物の高さや道路に面する形状は条例で守られていますので違反がないか目を光らせています。
②風俗営業等町に相応しくない事業の進出を阻止するため「地区計画条例」を制定していただきました。
③地域景観づくり条例制定以降は新築・増築・改築を行う所有者等と協議をして建造物から道路に面する表示物の色合に至るまで協議しています。

▲建物の色を数値化することで、明確な判断基準を設けている

景観協議後の効果

看板の改修

看板の改修

江戸後期の京町家（商家）の改修

京町家からゲストハウスへの改修

西之町で行われる行事

初寄（毎年 1 月 13 日）

▲京舞井上流家元宅

八朔（毎年 8 月 1 日）

▲正装した芸舞妓

事始め（毎年 12 月 13 日）

▲芸舞妓撮影カメラマンの列

地蔵盆（毎年 8 月下旬 2 日間）

▲文廻し、福引、ビアパーティー等が親睦の場となって地域の絆が生まれ、まちづくりの原動力となっている。毎年 2 日間実施している。

住民大会

▲どんなまちにしたいかを皆で協議する

ワークショップ

高齢者のレクリエーション

▲「島原角屋」拝観の様子

一念坂・二寧坂 古都に燃える会

1976 年に重要伝統的建造物群保存地区指定を受けた地区。
江戸時代の享保～宝暦年間に町人であった桝屋喜兵衛の開発により、清水寺・高台寺・八坂神社をつなぐ道として発展。
現在の街並みは主に大正初期ごろまでに形成されたもので、石段、石畳の路に沿って数寄屋風変形町家が多く連なる。

京都市内での位置

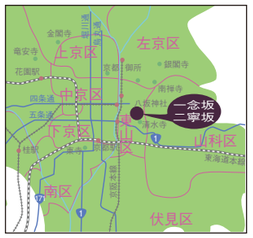

全体図

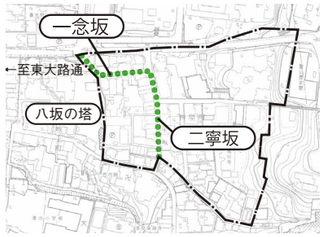

Webサイト

一念坂・二寧坂 古都に燃える会
http://www.2nenzaka.ne.jp

協議会概要

●沿革

昭和 61 年 4 月　「古都に燃える会」発足
平成 21 年 7 月　「まちづくり自主規制宣言」採択
平成 25 年 2 月　「地域景観づくり委員会」認定
平成 25 年 4 月　「地域景観づくり計画書」認定

《景観づくりの基本目標》

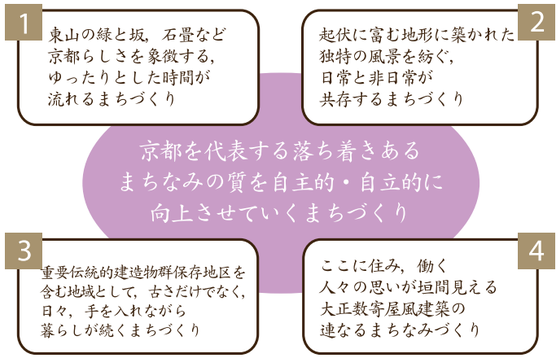

● 私たちの描く一念坂・二寧坂の将来像

京都を代表する落ち着きある街並みの質を自主的・自立的に向上させていくまちづくりを目指す。

●一念坂・二寧坂での協議会制度の運用

一念坂・二寧坂地区において建物等の増改築や屋外広告物の掲出の前に「景観づくり委員会」において事前協議を行います。

■協議の区域：京都市東山区桝屋町
■協議の対象：
①京都市伝統的建造物群保存地区条例第 4 条規定による許可が必要となる行為
②屋外広告物の掲出
③公共施設の修繕等
■協議の方法：市に許可を申請する前（設計変更が可能な時期）に「景観づくり委員会」事務局に対して事前協議を申し込みます。事前協議は「景観づくり委員会」によって行います。
委員会との協議上、専門的な知識が必要な場合等は、外部の専門家が加わる「景観デザイン委員会」を開催し、ここで改めて協議を行います。
●必要な資料：申請者は「景観づくり委員会」に市の許可申請に必要な書類と図案を提出してもらいます。主には以下の資料となりますが、具体的には個別にご相談させていただきます。
①計画概要書
②附近見取図
③現況周辺写真
④計画平面図，
立面図，断面図
（縮尺 1/200 以上）
外観パース
⑤景観上の工夫、配慮事項説明書

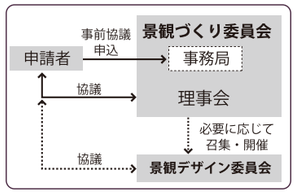

協議会の活動

一念坂・二寧坂古都に燃える会の活動

古都京都を代表する景観を有する地区である事を自らが深く認識し、落ち着きあるまちなみの質をさらに向上させていく事を目的に景観づくりを進めます。

《基本目標》

東山の緑と坂，石畳など京都らしさを象徴する，ゆったりとした時間が流れるまちづくり

起伏に富む地形に築かれた独特の風景を紡ぐ，日常と非日常が共存するまちづくり

重要伝統的建造物群保存地区を含む地域として，古さだけでなく日々，手を入れながら暮らしが続くまちづくり

ここに住み，働く人々の思いが垣間見える大正数寄屋風建築の連なるまちなみづくり

《景観づくりの方針》

地域独自の景観誘導のしくみの構築
重要伝統的建造物群保存地区を含む地域としての，文化的価値をより確かなものとし，現在以上に質の高いまちなみの形成をめざします。

地域全体としての価値観の共有
伝統的建造物／非伝統的建造物の枠を超えて，地域全体としての景観的・文化的固有性を確立し，その固有性に基づく価値観の共有を図ります。

地域自らが率先する意識の醸成
居住者／事業者，オーナー／テナントなどの立場を超えコミュニティのすべての成員が自ら率先して，優れたまちなみ形成に貢献する意識を醸成します。

清水の景観・まちづくりを考えるつどい

公益財団法人京都市景観･まちづくりセンター主催の「地域まちづくりセミナー」に参加した事がきっかけとなり、2001年の5月より「清水の景観･まちづくりを考えるつどい（勉強会）」が始まりました。この時からほぼ欠かさず月 1 回のペースで継続しています。

念願の電線類地中化の実現と共に、2009年には景観ガイドラインを含む、地域のありかた全体の方向性を定めた「自主規制宣言」を作成。

2013年には景観づくりの基本目標となる「地域景観まちづくり計画書」を作成しました。

伝建地区にふさわしい景観ルールの運用

この地区の重要伝統的建造物群保存地区指定から既に35 年以上も経過しており、指定当初、想定されていなかった課題もでてきています。

指定当時に 伝統的建造物とされた建物については、地区の景観に配慮した修景が求められます。しかし、修景は、伝統的建造物に求められる修理と比べて基準が曖昧です。35 年を経過した今では、非伝建と伝建の建物が区別つかないほど連続なるまちなみが形成されている事を考えると、伝建の建物に対して緩いルールで改築を許可する事の合理性は、低下していると言えます。

また伝統的建造物の修理に際しては、現状の姿が伝建指定時と 比べると大きく改変されたり、開口部がかなり拡大したりといった事がありました。新規の店舗は、観光客目線に立つため、どうしてもこのような改変を望む傾向があると考えられます。

以上の課題を前提にすれば、伝統的建造物の修景に際しては、伝統的なまちなみの質を向上させるという観点からより景観に配慮した修景計画を立ててもらう事、伝統的建造物の修理に際しては、昔の写真などを手がかりにしながらより風格のある建物へと復原する事が、建築物を改築する際の協議の指針となり、地域景観づくり計画書に基づき、ルールを運用していきます。

地域景観に親しんでもらえる機会の創出

2010 年の夏から、古都に燃える会では、府市の補助も得ながら灯籠を自前で揃え、「季節を照らす灯籠の路」の事業を行っています。年に 4 回程度、地区内の店舗の協力を得ながら、夜間ライトアップを行い、観光客や京都市民に地域の景観に親しんでもらう機会を作っています。

地域の美化活動

古都に燃える会では、会としてゴミ箱を設置・管理し、観光客が出すゴミが地域に散乱しないよう美化活動を行ってきました。テイクアウト型の店舗に対しては，ゴミ箱の設置を求め、自己の責任によるゴミ管理の仕組も構築してきました。今後も景観ルールづくりのみならず、美化活動も継続することで地域景観の向上に努めます。

桂坂景観まちづくり協議会

西山丘陵の南向き斜面に開発・造成された、総面積 163 万㎡ の郊外型大規模住宅地域。西京区 大枝北沓掛町、御陵大枝山町、御陵峰ヶ堂町の 3 町で構成されており、全域が桂坂学区。
自治連合会は 16 の自治会で構成されている。

京都市内での位置

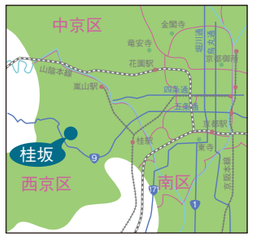

全体図

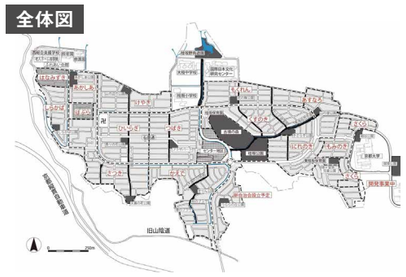

Webサイト

桂坂景観まちづくり協議会ホームページ
https://kyotokeikan.org/katsurazaka/kyoteikyogikai

協議会概要

●沿革

平成 19 年 7 月　「桂坂地区建築協定懇談会」として発足
平成 19 年 9 月　「桂坂地区建築協定協議会」に名称変更
平成 24 年 11 月　「桂坂景観まちづくり協議会」に名称変更
　　同時に組織拡充
平成 25 年 2 月　地域景観づくり協議会として認定

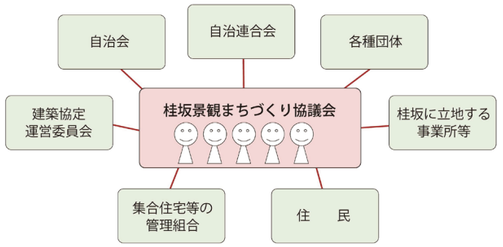

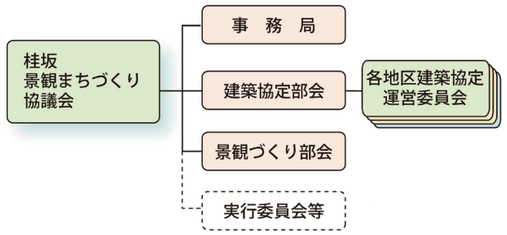

●私たちの描く桂坂の将来像

桂坂内及び周辺の自然環境や歴史的地形・事物と
調和した郊外型住宅地としての良好な景観と
健康的な住環境を維持し、さらに発展をめざします

●桂坂における景観の基本目標

1. 美しく健やかで住み心地のよいまちをつくる
2. 緑の保全と育成に努め、季節感豊かなまちをつくる
3. 自然と調和した潤いと安らぎのあるまちをつくる
4. 歴史・文化を大切にし、誇りに満ちたまちをつくる
5. 地域の連携を深め、より魅力のあるまちをつくる

協議会の活動

「建築協定」を活かした協議会制度の運用

桂坂では戸建地区のほぼ全域に、建築協定が設定されています。地域景観づくり協議会制度の運用においては、この建築協定を活用した方法で行っています。建築等工事の計画土地区画に、建築協定やその他建築ルールの有無により、3 種類の協議方法があります。

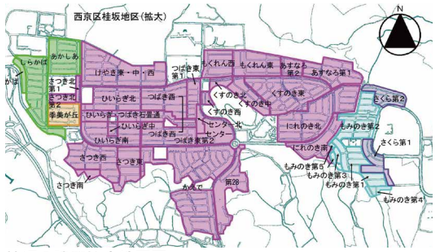

桂坂の建築協定地区図

① 建築協定に合意している土地区画の場合
その土地区画が属する建築協定区域の「建築協定運営委員会」に工事計画を届け出て、承認されれば、制度上の意見交換が実施されたとみなされる。

② 独自の建築ルールのある区域内の土地区画の場合
その区域の管理組合等に対して、ルールに従って手続きを行い承認されれば、制度上の意見交換が実施されたとみなされる。

③ 建築協定非合意土地区画、または建築協定等のルールのない区域の場合
桂坂景観まちづくり協議会が直接、建築主・施工主との意見交換を実施する。

建築協定の運営の支援活動

「建築協定部会」では桂坂に 17 ある建築協定運営委員会が結集し、委員会相互の
・情報交換
・経験交流
・相互助言
・建築協定更新の際の協力
などを行っています。

　また、運営委員会の委員さん向けに「建築協定研修会」を行っています。

地域景観づくり協議会制度の周知・啓発

桂坂地区内の15カ所に、桂坂が「地域景観づくり協議地区」であることを示す看板を設置しています。

桂坂の豊かなみどりや自然を楽しむ活動

桂坂の豊かなみどりや自然を、住民のみなさん自らが、親しんだり、そこに触れたり、再発見したり、それで遊んだり、楽しんでもらうイベントを年に数回開催しています。その結果や成果を「桂坂あそべるしぜん図鑑」という形にして発刊しました。みどりや自然を楽しむ活動が、さらに広がることを期待しています。

もうすぐ冬!少しだけアートなまちあるき
公園や緑道を歩いて見つけた木の実や葉っぱで、クリスマスやお正月の飾りを作りました。

植物染め体験
桂坂に生えている植物、ヤマモモとヤシャブシを使って植物染めを体験しました。

春のしぜん色いろさがしビンゴ
公園や緑道を歩き、ビンゴカードと同じ色の葉や花を探して貼っていきます。

姉小路界隈まちづくり協議会

姉小路通を背骨として、東は寺町通、西は烏丸通、南は三条通、北は御池通に囲まれた東西 700m・南北 200mの「姉小路界隈」と呼ばれる地域。
平成７年に設立し、界隈居住の 120 軒からの年会費（２千円）で会を運営している。
99 世帯同意の実印により、建築協定を平成 14 年に締結。

京都市内での位置

全体図

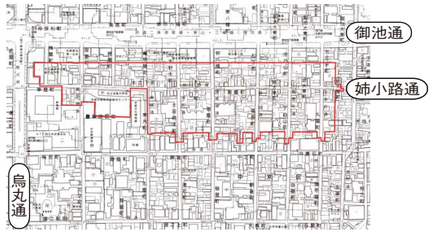

Webサイト

姉小路界隈まちづくり協議会
http://www.aneyakouji.jp/welcome

協議会概要

●沿革

「姉小路界隈を考える会」が推進母体として活動しており、御池通を挟んだ以南部分の柳池・初音両学区が活動地域。御池通以北は文教的、以南は商業的土地利用が卓越している。そのため、初音・柳池両自治連合会の理解・協力のもと活動している。

●建築協定

建築協定は、姉小路地区（10 年）と松長町地区（5 年）の２地区で締結した。後に京都市景観条例が可決され、高さ制限は 31mから 15mに縮小した。
当会が掲げる 18mよりもダウンサイジングされたことにより、協定効力が減じたと判断した松長町地区は５年目で締結を断念。
一方、姉小路地区では 10 年目更新を行い、更に、追加募集を続け、現在は 93 世帯まで増加し、商業地域でありながら同時に、良好な居住環境を守り続ける地域住民の強い地域力が存在する。

●建築協定を活かした協議会制度の運用

地区建築協定の特徴は２点ある。
１点目は家主が同居しないワンルームマンションを禁止している。これは生活マナーが良くない入居者による隣接住居への迷惑防止を意図している。２点目は深夜営業を禁止して、夜間は静寂な住環境を守ろうとするものである。

ワンルームとコンビニは建てられません。

建築協定締結から 17 年が経過。幸いにも一度も違反者はなく、この点からも、地域の住環境が保全されているといえる。しかし、任意協定である「建築協定」に、更なる規制力の強い「地区計画」の条例化が必要ではないかという従来の意見に対し、その可能性にむけて、内容や対象範囲について、地域住民、専門家、行政が何度も勉強会を開催した。逐次、ニュース、壁新聞、ウエブサイトで公開し、何度も意見聴取し、地域住民の合意形成密度を高めた。こうして練り上げたものを「姉小路まちづくりビジョン」とし、地区計画要望書に添付し市へ提出。条例化を実現した。
3 つのまちづくり方針は以下である。

1.静かで落着いた住環境を守り育てるまち
2.お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち
3.まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち

協議会の活動

街なみ環境整備事業

平成１６年度からの１０年間で、２６件の建物外観の通り景観修景事業を完了させました。この事業は補助金交付があるものの、個人としての費用負担も相当なものがあります。外観よりも内部の改築を重視したいという意見が多く、施主・工務店・行政との調整に苦労しました。デザインや材質についても、様々な議論がありました。

姉小路界隈まちづくり協議会事務局開設

平成２７年３月３１日、京都市で６番目地区として認定を受けました。これまでに６８件の意見交換会を行っています。（平成３１年３月現在）

ゾーン２０の実現に向けて

人と車が共存する道路では 20km/ｈの速度遵守が先進国の常識です。姉小路通での安心・安全なモデルを目指して。

姉小路行灯会開催

京都の風物詩、地蔵盆。前夜祭に町内行灯を平成９年に復活させ、花灯路のさきがけとなりました。界隈老舗の木彫看板もライトアップされました。

人が主役のみちづくり

道路は歩く人や居住者にとっても安全で快適で、コミュニティ豊かな空間であるべきだと考え、道路空間を活用したイベントを継続しています。

明倫自治連合会

祇園祭のまちとして、山・鉾を出す町内が13ヶ町ある。呉服・繊維業がさかんで和装の商いが中心だったが、かつては町家が軒を並べた室町通もビル街となっていった。近年は大規模なマンションが増加し、人口が増えている。飲食店や宿泊施設も増えており、観光客が行き交うようになった。
和と洋、新と旧、商いと暮らしが共存したまちとなっている。

京都市内での位置

全体図

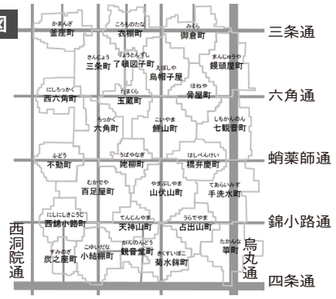

Webサイト

明倫自治連合会
http://www.meirin-news.com

協議会概要

●沿革

平成 12 年　まちづくり部会発足
平成 14 年　まちづくり委員会として明倫自治連合会の一部会となる
平成 15 年　地区計画づくりスタート
平成 16 年　地区計画のための意義とスケジュールの作成
平成 18 年　京都市に地区計画の方針の要望書提出
平成 19 年　明倫学区「まちづくりの目標と方針」決定
平成 21 年　明倫地区整備計画スタート
平成 25 年　景観デザイン協議会設立準備
平成 26 年　景観協議会設立申請認定
平成 27 年　明倫学区景観協議会発足（6 月 1 日）
平成 29 年　明倫ルールブック作成、町内全戸配布

明倫ルールブック

●明倫学区にふさわしい景観

町家も近代建築も調和する町並みへ

1. 祇園祭を受け継ぐ風格のあるまちであるために

ハレの日に幔幕や提灯など、祭にふさわしいしつらえをお願いしています。

2. 商いと暮らしが響き合うまちであるために

①周囲と調和し、景観に配慮した計画を推進しています。
・町家を中心とした町並みにあうような落ち着いたものに：外観の色彩、材質、質感
・かつての整然とした町並みのような壁面、軒の連続性

②暮らしのルールを守っていただくようにお願いしています。
・駐輪場や駐車スペースの設置と景観にふさわしい整備
・排気ダクト、室外機の目隠し

協議会の活動

望ましい改修事例

町家の本質、隣接関係をそこなわない改修

町家本来のシンプルな外観に。庭先がよみがえり、緑と光あふれる豊かな内部空間を取り戻しました。

すっきりした現代建築

縦格子のイメージ、壁面の連続を意識。シンプルな外観で町並みに調和し、木部が表れていることにより、落ち着いた雰囲気に。

町並みの連続性

門扉により連続性をもたせました。

協議会を経た改修事例

ホテルの外観

お祭にふさわしい外観を要望したところ、様々な工夫をしていただきました。

祇園祭のしつらえ

コンビニエンスストア

路地を通っていく形式。明倫学区にふさわしい外壁やアプローチをお願いしたところ、落ち着いた店舗になりました。

課題

学区内ではホテルが急増しており、京都市指定文化財の一部保存や、登録文化財の解体などにより、中高層ホテルの建て替え計画も浮上しています。ホテルの建設により、周辺環境が圧迫され、騒音や火事の心配も増えてきました。地域住民以外の不特定多数が昼夜問わず流入すること、リネン車やタクシーなどの増加と路上駐車により通行が妨げられることなど、地域住民の居住環境に大きな変化をもたらしています。

町並みはもちろん、生活への配慮も含めて、以下のことを事業主には要望しています。

・ガラス窓はすりガラス、開閉ができないようにするなど、近隣の生活に配慮したものとすること
・通りに面した窓には障子を設けること
・サービス車両、送迎車両の駐車スペースを敷地内に設けること。
・祇園祭にはふさわしいしつらえができるようにすること

今後の取り組み

ルールブック細則版

京都市の条例以上に厳しい細則を徹底し、実行力のある制度にすることを目標に、周知、広報するため、より具体的な細則や条件を明倫ルールに加えることを検討しています。

まちあるきの実施

地域住民の意識を高めるために、まちあるきや聞き語りなどのプログラムを企画しています。

仁和寺門前まちづくり協議会

門前町は、きぬかけの路をはさんで仁和寺の南側に位置する。西に光孝天皇陵、南に名勝双ヶ岡、東に世界文化遺産の龍安寺があり、数多くの文化財・名所旧跡が点在するまちである。本地域は御室山門前町内会として、宇多野柴橋町・御室芝橋町・御室小松野町の 3 町で構成されている（一部対象外を含む）。

京都市内での位置

全体図

Webサイト

仁和寺門前まちづくり協議会（京都市）
http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000201389.html

協議会概要

●沿革

平成 28 年 3 月　仁和寺門前まちづくり協議会発足
平成 28 年 4 月　地域景観づくり協議会として
　　京都市により認定
平成 28 年 7 月　景観づくり計画書が京都市より認定

仁和寺門前まちづくり協議会　組織構成図

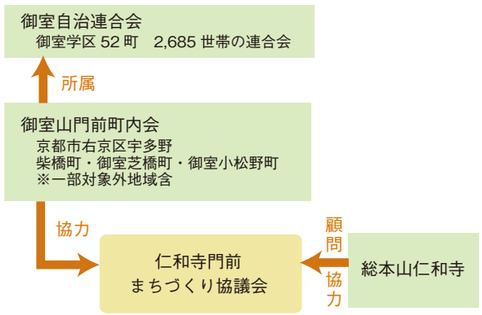

●活動目的

世界文化遺産・仁和寺門前の、良好な景観、静かな環境、古都の風情を守る！

●景観の基本目標

1. 固有の景観の保全・継承
世界文化遺産のバッファゾーンに位置する仁和寺門前に固有の景観を後世に伝えます。

2. 静かな環境の保全・継承
長年にわたって維持されてきた閑静で落ち着きのある住宅地としての環境を守っていきます。

3. 古都の風情の保全・継承
建物や街路などの外観だけでなく、住まい方・暮らし方・参拝者を迎える厳かな雰囲気など、古都・御室地域の風情を受け継ぎます。

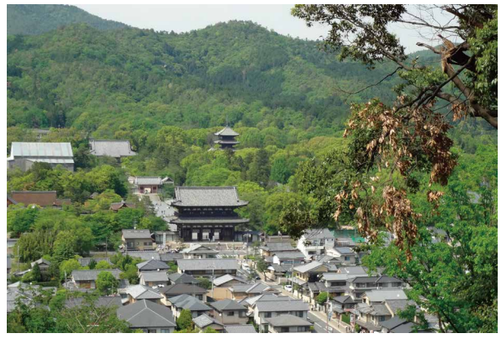

協議会の活動

仁和寺門前の景観特性

この地域は、世界文化遺産のバッファゾーン内に位置し、風致地区第 3 種地域、仁和寺・龍安寺周辺特別修景地域であり、第 1 種低層住居専用地域が大部分を占めています。また、看板などの屋外広告物の規制については、歴史遺産型第 1 種地域及び第 2 種地域となっています。

1. 落ち着いた閑静なたたずまい
- 簡素な上品さ、夜間の静けさ、住民の心遣い、住み心地のよさ、山門の奥に広がる空
- 世界文化遺産周辺という観光地でありながら、周辺の閑静な住宅地と一体となった落ち着いた佇まい
- 近辺に高層建築物、ネオンや派手な照明がない厳かな雰囲気をもち、ゆったりとした時間が流れる環境

2. 世界文化遺産を擁する景観
- 和風家屋が両側に並び、電柱のないすっきりと見渡せる参道
- 世界文化遺産・仁和寺の門前としての住宅環境
- 門跡寺院の筆頭である仁和寺、それを象徴する歴史的建造物である山門（洛東の南禅寺三門、知恩院三門とともに京都三大門）を擁する景観
- 二王門を望む厳かな雰囲気と静寂、そして圧倒的な存在感

3. 緑豊かな住宅地
- 家屋の周囲に連なる雰囲気のよい植栽
- 御室仁和寺駅から山門までの松の風情
- 双ヶ岡の遠景

近隣の大学との連携

地域の歴史を知り、これからのまちづくりに役立てるため、立命館大学と連携し、地域に長く住まわれている方々への思い出ヒアリングを実施しています。
きぬかけの道で繋がる世界文化遺産・金閣寺、龍安寺とも一体となった景観保全をめざしています。

周辺地域との連携

仁和寺との関係を強化し、共同で行事を行うなど、住民同士が交流する場作りを計画しています。
周辺地域にも呼びかけ、地域景観づくりにかかわる機会を増やしていきたいと考えています。

京の三条まちづくり協議会

京の三条まちづくり協議会の区域は、三条通の寺町通から新町通までに面する７つの町内会、弁慶石町、中之町、桝屋町、菱屋町、梅忠町、御倉町、衣棚町。主に上記の７つの町内会に居住もしくは就業、ならびに土地や建物を所有する人々で構成されている。

京都市内での位置

全体図

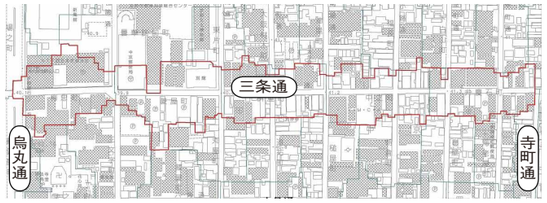

Webサイト

京の三条まちづくり協議会
http://www.sanjyo-kyo.jp

協議会概要

●沿革

昭和 60 年　「三条通歴史的界わい景観地区」に指定
（平成９年より「三条通界わい景観整備地区」）
平成５年　京都府建築士会より、通り単位で「まちを考えよう」と７つの町内会に呼びかけがあった
平成７年　「京の三条まちづくり協議会」が発足
平成 28 年　京都市より地域景観づくり協議会が認定
平成 29 年　京都市より地域景観づくり協議会計画書が認定

●活動指針

・「三条通界わい景観整備地区」にも指定されている美しいまちなみを守り、さらに良いまちなみの形成を目指します。
・三条通は「暮らし」の環境と「商い」の賑わい「職住共存地区」です。共存を考え、さらに、現代の三条にふさわしいルールづくりを目指します。
・さまざま立場の人々の繋がりをつくり、三条に培われてきた「品格のあるまち」としての意識の共有と、協働する場つくりを目指します。
・車や自転車、安全や治安、災害時の対応など、都心部の持つ問題への対策を、考えます。
・道路や、電柱、交通、治安など、行政との交渉の窓口としての役目を受け持ちます。

●品格ある三条通を守り育てるための６つの心得

1. 歴史・文化
今日まで積み重ねてきた歴史を尊重し、醸し出されてきた文化の薫りを大事に守り育てます。

2. 感性
通りに備わる人の体にあったスケール感を基調に、五感にはたらきかける人間味のあるしつらえを心掛けます。

3. まちなかの自然
美しい山や川に抱かれた京のまちのなかで、季節や時のうつろいを感じられる工夫を施します。

4. 多様性
通りに息づく多彩な文化や様式を認め合い、懐の深い魅力的な共存を目指します。

5. 創造性
私たちが創るものは、常に三条通の歴史や文化の一端をかたちづくっているという自覚のうえにたち、一過性でない本物を積み重ね、未来につなげます。

6. 人のつながり
通りに関わるさまざまな人が協働する場をつくり、思いを共有するコミュニティーを育てていきます。

協議会の活動

意見交換での変更事例

オーダースーツ店の出店に際し、意見交換を行った事例です。当初案では、隣接建物のセットバックにより現れている側壁面に大きな写真を用いる計画でした。大人の品格あるまちを標榜する三条通としては、原則写真を用いた広告物や突き出し看板はやめていただいていること、通りに連続性を持った意匠が望ましいことなどについて、意見が出されました。

ビルオーナーとも協議いただいた結果、列柱上部に正面から側面へと帯が廻り、建物全体が一体感を持つ意匠が提案され、実現に至りました。

複数回行った意見交換には、社長、担当者、設計者にお越しいただき、三条通への想いを共有することで、お互いの価値を高め合うことが出来ました。開店後は、京の三条まちづくり協議会の定例会にも参加いただき、良好な関係が構築できています。

地域の交流事業

本協議会は、発足以来、景観づくりやコミュニティ道路・歩車共存道路・電柱問題などの勉強会を開催するとともに、三条通りお神輿まつり・春を呼ぶ三条節分もちつき大会などのイベントを実施してきました。人々のつながりをつくって通りの魅力を共有し、協働する場づくりに取り組んでいます。

三条通りお神輿まつり

平成8年より祇園祭還幸祭（7月24日）にて三基のお神輿の渡御を三条通でお迎えするために始めました。本協議会は７つの町内会、３つの元学区にまたがっているため、地域住民同士の交流を図ること、地域のお祭りを子どもたちや新しく住民となった方々に知ってもらうことも目的としています。

三条通りお神輿祭り

京の三条・まちカフェ

平成17年6月に「京の三条まちづくりカフェ（まちカフェ）」がオープンしました。三条のまちに興味のある人が集まり、まちづくりのヒントになるお話を講師から伺います。気軽に話をする場、人と人とのつながりをつくる場となることを願い、年に4回ほど開催しています。たくさんの方々に集まっていただきながら、活発に意見交換を行っています。

まちカフェ

春を呼ぶ三条節分もちつき大会

祇園新橋景観づくり協議会

正徳２年(1712年)に茶屋町として元吉町、末吉町、橋本町、清本町、富永町、林下町の「祇園内六町」が開かれたことを始めとする、祇園の中でも花街として現存する最も古い地区。昭和 51 年 6 月に「伝統的建造物群保存地区」に指定され、同年 9 月には全国で最初の「重要伝統的建造物群保存地区」のひとつに選定されており、文化財として位置づけられている。

京都市内での位置

全体図

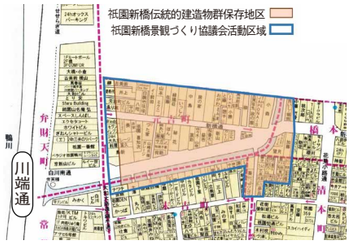

Webサイト

祇園新橋景観づくり協議会（京都市）
http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240574.html

協議会概要

●沿革

平成 26 年 9 月　元吉町まちづくり協議会（仮称）発足
平成 27 年 4 月　元吉町まちづくり部発足
平成 29 年 3 月　祇園新橋景観づくり協議会設立
平成 29 年 5 月　地域景観づくり協議会制度の認定
平成 30 年 5 月　祇園新橋景観づくり計画書の策定

●活動体制

協議会に含まれる町内会や自治連合会はもとより、大学等や行政の協力・支援も得て、祇園新橋の風情を守るため、力を合わせて活動に取り組める体制づくりをしています。

●景観づくりの将来像と目標

祇園新橋の文化の共有と継承
・先人達が積み重ねてきた品格ある振る舞いを受け継ぎ、地域の文化を守り育てます。
・辰巳大明神の祭事、地域の行事等、協働の取組を進めます。
・祇園新橋の風情を守るよう、互いに配慮しあうとともに、協力して課題に取り組みます。

伝統的な建造物の維持、保全
・歴史的な風情を守るため江戸末期から昭和初期に建てられた伝統的な建物を保存し、適切に維持管理します。
・その他の建造物についても、建替、改修等に際して地域の風情に調和するものとします。

品格ある建物の表構え
・建物の表構えは、伝統的な建造物や町並みに調和する、品よく落ち着いたものとします。
・屋外広告物等については、法令等の基準を遵守するとともに、町並みの質を高めるよう配慮・工夫をします。

祇園新橋の風情を味わう空間づくり
・無電柱化や自動車交通の抑制など、歩行者が通りの風情を味わうことのできる空間づくりを進めます。
・駐車・駐輪、騒音、撮影など、通りの風情を乱すような行為は慎みます。
・地域で商いを営むにあたっては、風情のある空間に調和しつつ魅力の向上に寄与するような振る舞いを心がけます。

協議会の活動

撮影マナー向上のための取り組み

祇園新橋では、前撮りなど年間 5,000 組以上のロケーション撮影があると言われています。しかし、一部では車道で長時間撮影する、桜の枝を折る、私有地に入って撮影するなど、撮影時のマナーの在り方が問題となっていました。

そこで対策として、協議会と撮影事業者がマナーに関する覚書を交わし、撮影事業者は協議会発行の腕章をつけて撮影を行ってもらう取り組みがスタートしました。協議会と撮影事業者が一体となり、マナー向上をアピールしていこうというものです。

現在は国内 60 社ほどの事業者が協力をしてくれています。海外からの撮影クルーにもルールが浸透するよう、これからも取り組みを続けていきます。

京都女子大と連携したアンケート調査

協議会発行の腕章をつけて撮影する事業者

祇園白川さくらライトアップ

祇園白川さくらライトアップ＆花灯路は内外からの花見客の急増のため、安全対策上、平成 29 年・30 年は中止といたしましたが、安全対策を強化（交通規制、警備員の増、撮影マナー対策）し、地元の多くの有志の協賛を受け、平成 31 年は 28 回目のライトアップを再開いたします。

■webサイト
http://gion-yoisakura.com

地域での活動

辰巳大明神の祭事や、まちの清掃など、地域の活動により多くの人が参加してもらいたいと考えています。

地域の風情を守る取り組みや景観づくりをどのように進めていけばよいかについて、勉強会や話し合いを重ねています。

11 月に行われる辰巳大明神のお火焚き祭り

まちの清掃活動

嵐山まちづくり協議会

京都市の西部に位置し、春の桜、秋の紅葉など四季折々に風情ある景色が楽しめる名所として古より愛され続ける景勝地。天龍寺（世界遺産）をはじめ、野宮神社、祇王寺、虚空蔵法輪寺など、京都の歴史を間近に感じられる寺院・神社・名所が数多く存在している。

京都市内での位置

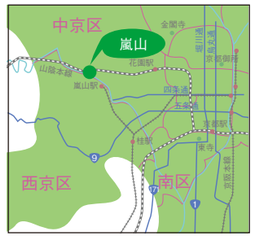

全体図

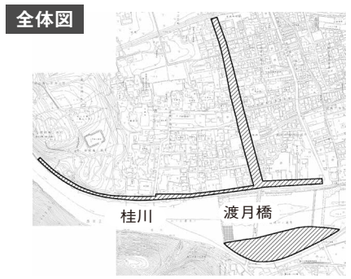

Webサイト

嵐山まちづくり協議会
http://arashiyama.org

協議会概要

●沿革

平成 23 年 11 月　天龍寺隣接地における保養所の建設計画をきっかけに、地域での勉強会がスタート
平成 25 年 3 月　嵐山まちづくり協議会設立準備会が発足
平成 29 年 7 月　協議会設立に関する住民等の意向調査を実施
平成 30 年 4 月　嵐山まちづくり協議会設立
平成 30 年 8 月　京都市より地域景観づくり協議会の認定を受ける

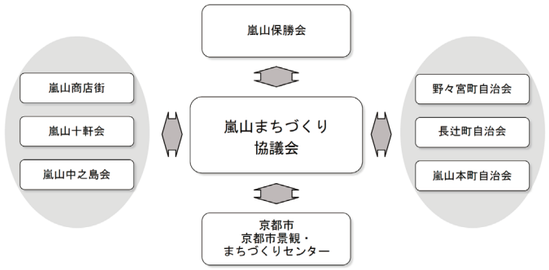

●景観づくりの基本

大堰川が作る豊かな水辺や四季折々に美しい表情を見せる嵐山の自然、渡月橋や天龍寺などの歴史的建造物との美しい調和。これらを基本とし、嵐山の景観づくりを目指す。

●今後の活動方針

1．地域景観づくり計画書の策定
本協議会の景観づくりの方向性を検討し、地域景観づくり計画書の策定を進める。

2．嵐山地域における建築行為等への対応
嵐山地域において建築行為等がすすめられる場合、嵐山保勝会はじめ、嵐山の各団体や自治会等と連携してその対応にあたる。

3．協議会運営の仕組みづくり
嵐山地域内外への情報発信・共有の仕組みや、関連団体と連携しつつ、協議会を適切に運営していくための仕組みづくりを進める。（事務機能の強化・web・サービス全般）

協議会の活動

協議会設立までの道のり

商業系の大きな建築物が建つ可能性がある嵐山地域では、10 年ほど前から、長辻通沿いや大堰川沿いの景観形成に対策が必要だという声が挙がっていました。

平成 27 年度には協議会設立を目指した準備会が立ち上がりましたが、すでに幾つかの団体が存在していた嵐山で、まちづくりの新たな仕組みを作る為に努力を重ねました。

しかし、平成 28 年度、大型の商業施設の建築などをきっかけに、地域で改めて対策を考えようという気運が強まり、嵐山保勝会のバックアップも得られて、若手を中心としたワーキンググループを設立。

協議会立ち上げに向け、地域住民を対象としたアンケート調査、地域の課題を検討し話し合うワークショップ、勉強会などを行い、平成 30 年 8 月、京都市から地域景観まちづくり協議会の認定を受けました。

現在、地域の自治会・町内会と嵐山保勝会など商業団体が一体となり、嵐山の景観づくりを一緒に考えていこうという取り組みを進めていきます。

大学の協力を得たワークショップ

平成 30 年 4 月 19 日　設立総会

他地域でまちづくりに取り組む方を招いての学習会

平成 30 年 8 月 10 日　認定式

協議会の今後の取り組み

現在取り組んでいるのは、「地域景観づくり計画書」の策定です。計画書の取りまとめを通して、これからの嵐山の景観づくりの方向性を地域で再確認し、共有していきたいと考えます。また、嵐山では今後も大規模な建物の建設や新しい商業活動の動きも予想されます。協議会が事務局としての役割を果たし、地域の方々への情報提供を進めるとともに、景観に対する検討の場作りを行っていきます。

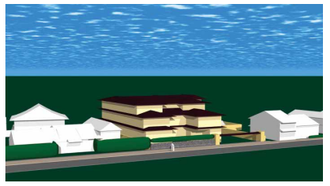

CG 等を使って建造物のイメージを共有し、検討する

ヒアリングを通して見えた

地域景観まちづくりの今

今回の冊子の制作にあたり、協議会を運用している11の地域で
景観まちづくりの現状を問うヒアリング取材を行いました。
取材原稿から見えてきた、地域で景観まちづくりを行うヒント、
そして、これからの課題点を、テーマに沿って掲載します。

Theme 1

協議会制度を活かした景観まちづくり

まちを守り、価値を高めるために必要な目線とは

祇園新橋景観づくり協議会

P.24-25

私たちが住まう町、祇園新橋は重要伝統的建物群保存地区に指定されるなど、先人の厚い想いのある京町家の文化を引き継いでいます。住んでいる人々、商いを営む人々も、この町の一員として恥じない営みを日々心掛けています。

京都のまちは、「伝統」と「革新」、この2つを常に併せ持つことで発展してきた歴史があります。この町の姿を守っていくために、町にとどまっているだけでは、本当の町の良さや問題点が見えてきません。自分たちの価値観から一歩外に出て、客観的な目で見る事が必要な時もあります。他の地域へも出向き、常に問題意識をもって、自分たちのまちと対比する目線、 逆に他の地域から来てもらって意見交換を行う事も必要でしょう。住まう町と訪れた町を対比させ、外からの目線を養うことは、町を守るための大切な要素だと思います。

協議会制度による意見交換会で、地域の意見を反映させることが出来るようになりました。地域の人々が粘り強く課題に取り組み、地元の住民が主体となって解決して行くことが大切だと考えています。

私たち祇園新橋景観づくり協議会も、「自分たちの手で、自分たちのまちを守る。」その想いを持って活動しています。

（祇園新橋景観づくり協議会　秋山 敏郎、永田 一郎）

世界遺産のバッファゾーンを守る「温かいまちづくり」を目指して

仁和寺門前まちづくり協議会

P.20-21

仁和寺門前まちづくり協議会は、世界遺産「仁和寺」の門前で生活する約60世帯の住民が集まって設立されました。

設立のきっかけは、仁和寺山門の真向かいに24時間営業のガソリンスタンドとコンビニの建設計画が浮上したことです。仁和寺という世界遺産のバッファゾーン（遺産周辺の緩衝地帯）の景観が損なわれるだけでなく、このまちの古都らしい風情や静けさまでもが失われかねない事態に、住民が立ち上がりました。調停の末、土地の埋め立てまで進められていた建設計画は何とか止めることができました。

この出来事がきっかけとなり、「自らの力で仁和寺門前らしい街並みを守ろう」という気運が一気に高まりました。今後同じようなことが起きたときに、住民の意見を伝える仕組みを作ろうと、仁和寺門前まちづくり協議会が立ち上がったのです。

以来、定期的に会合を重ねながら、全員参加型のプラットホームで地域の公益や自治を考えてきました。まちづくり協議会の行事が地域のコミュニケーションの場ともなり、これまでつながりが薄かった地域の方々との交流も生まれました。

現在、仁和寺門前には新たにリゾートホテルの建設計画が浮上しており、まちづくり協議会と開発業者との間で意見交換会が行われています。景観や周辺の住宅への影響などについて十分に協議を重ねた上で、地域と一体となった開発が進むことが期待されています。

仁和寺という世界遺産のバッファゾーンを守り、静かで暮らしやすいまちを守りたい。まちづくり協議会の仕組みを活かし、これからも「温かいまちづくり」に取り組んでいきたいと思います。

（仁和寺門前まちづくり協議会　榊田　隆之）

職と住、伝統と新しさ。多様性をまとめる協議会の在り方

京の三条まちづくり協議会

P.22-23

三条通は、職と住が共存するまち。昔ながらの伝統的な町家建築や、モダンなデザインの近代建築など、多様な要素が集まってまちの魅力を形成しています。

しかし、商業がさかんであるということは、テナントの入れ替わりが激しいということ。入居者が変わったときに、この地域のルールをすぐにわかってもらえるような仕組みが必要だと思いました。そこで、協議会制度を取り入れようと考えたのです。

以前は7つの町内、3つの学区に分かれていたため、横の連携を取るのが難しいと感じていました。しかし、まちづくり協議会ができたことにより、新しく出てきた課題に対しての話し合いの場が生まれました。これにより、地域の意見の取りまとめや情報交換がとてもやりやすくなったと感じています。

また、協議会単位でイベントを企画し運営することで、新しく入って来た人たちが地域の行事に気軽に参加するきっかけづくりができました。今は、節分のお餅つきやお神輿まつりなどの行事のほか、ゲストを呼んで話を聞く「まちカフェ」も定期開催しています。マンションに住む方々が家族で参加したり、新規オープンのお店の人が顔を出したり。若い人たちもけっこう多く集まるんですよ。

この地域に入って来たテナントや居住者の方は、このまちに価値を感じたからこそ来てくれたはず。地域の人々が大切にしている価値観を共有すれば、これからも一緒の方向を向いてまちづくりをしていけるだろうと考えています。

住みやすさと商売のしやすさ。伝統と新しさ。相反する面を併せ持つのが、この三条通りの魅力でもあります。その可能性を伸ばし、まちの魅力を高めていきたいです。

このまちをつなぐキーワードは、文化に支えられた“品格”。

まちを歩く人たちに、「なんだかいい雰囲気」と思ってもらえる場所になったらいいな、と考えています。

（京の三条まちづくり協議会　西村 祐一、勝野 真士、谷口 興紀）

景観づくりの主役は地域住民。試みをサポートする協議会でありたい

修徳景観づくり協議会

P.6-7

修徳学区においては地域景観づくり協議会の認定が行われる前から、地域に建築計画が持ち上がった際に、建築主と住民との話し合いの機会を持つ活動を行っていました。その時に建築主と地域住民の間に入り、意見交換の世話役をしていたまちづくり委員会の中の建築分科会がそのまま、景観づくり協議会として認定された経緯があります。

よって本協議会においては、景観づくり協議会と建築主が対峙するという構図ではなく、あくまでも地域住民と建築主が話し合う、ということを目的に活動しています。地域住民が建築主や設計者と話し合うときに必要となる情報の提供やアドバイスを行うのが協議会の役割となっています。

具体的な流れとしては、建築主側から建築計画の連絡があったときに、建築主と住民の相談会の開催の段取りを行い、相談会を傍聴します。そして議事録をまとめ、建築主側が京都市に報告した内容をチェックしています。地域の景観づくりに関しては、相談会に出席した人の主観に左右されないようなマニュアル作りが必要です。個人の感覚ではなく地域全体の方針であることが伝えられるよう、色やデザインなどのルールをしっかりと定めて明文化していくことが協議会の役割であり、その修徳ルールに基づいた話し合いをすることが大切です。

こうして協議会が事務的な作業を地道に続けることによって、地域住民の方が意見交換の場に参加し、景観への意識を高め、コミュニティの結束を高めることができると考えています。

まちづくりの主体となるのは住民の皆さんです。協議会はそのサポートをし、より良い方向へ導く存在となれたらと考えています。

（修徳景観づくり協議会　荒川 晃嗣）

住民みんなで学び、参加する景観づくり

桂坂景観まちづくり協議会

P.14-15

桂坂は、開発業者によって作られた大規模住宅地域です。そのため地域内のほとんどが住居専用区域となっており、9割近くが建築協定に加入しています。桂坂景観まちづくり協議会も、建築協定の協議会が前身でした。

そのため、まちづくり協議会では、色などの景観的要素の取り決めや、建築協定への非合意地区に関する協議など、建築協定でカバーできない案件を扱う役目を担っています。例えば、地域にドラッグストアが建つ計画が出たときには5回ほど意見交換会を開き、看板の見た目や色を、桂坂の景観から浮かないものに変えてもらいました。

ただ、すべてのケースで意見交換会がうまくいったわけではありません。制度ではあくまで「話し合いの義務付け」をするまで。事業そのものに対する強制力はありませんから、1度意見交換会を行っただけで合意に至らず、一方的に進められてしまったケースもありました。このような事態を防ぐためには、居住者と事業者がお互いに、いい住環境を作ろうという意識を持つことが大切だと思います。

ーすぐそばの山から鳥が安心して下りて来られるような、自然と暮らしが共存するまちー

そんなコンセプトから生まれた桂坂の価値を知ってもらい、「この景観を守る建物を建てねば」という意識を持ってもらいたい。そのために協議会は活動しています。

カバーしている地区が広く、世帯数も多い協議会ですが、みんなでやっていこう、という意識が高いように感じています。毎年年度初めには「建築協定研修会」を行っており、新しくこの地域に来た人や、年度ごとに変わる運営委員長さんが参加します。建築や規制の知識がまったくない状態から、みんなで勉強するんです。

学びの場を通し、ひとりひとりに当事者意識をもってもらうこと。それが、地域みんなで景観づくりに取り組むために必要なことなのではないでしょうか。

（桂坂景観まちづくり協議会　簔島 潔）

地域の意識を高める協議会の事務局パワー

嵐山まちづくり協議会

P.26-27

平成30年4月に設立、8月に京都市に認定を受けた本協議会は、景観ネットワークで最も新しい団体です。

嵐山は観光地としての商業的要素が強く、大きな建築計画が持ち込まれやすい環境にあります。しかし、社会情勢の変化と共に、自然と文化を重んじる嵐山の景色が崩れていくことに対して、危機感は10 年ほど前からありました。

すでに幾つかの団体が存在していた嵐山で、新たに「まちづくり協議会」という仕組みを理解して頂くため、勉強会やワークショップを開いて努力を重ねてきました。そして協議会が立ち上がったのは、動き出してから8年後。

協議会立ち上げまでの道のり、そしてその後の活動を通して、協議会制度を支える重要な点は、事務局の能力ではないか、と考えるようになりました。協議会の「事務局パワー」ですね。新しく持ち込まれた計画を資料にまとめて、地域の人に、わかりやすいかたちで情報発信する。人々とまちを繋ぐ大切な仕事です。

たとえば、施主からの図面やパースを見て建物をイメージするのは慣れていない方にとっては難しいことですので、建物の大きさにロープを張ったりします。また、本来は建設する事業者に担ってほしいところですが、建物を3D画像で作り、完成したイメージをわかりやすく伝えられるよう工夫しています。その手間と気遣いを担うことが、「事務局」としての大切な役目だと考えています。

「まちづくり」は様々な分野が関係する総合的な文化的活動です。しかし、地域の皆さんの活動だけでは「まちづくり」は成り立ちません。京都市をはじめ、京都府や他の民間の組織の「まちづくり」への前向きな協力が不可欠です。この前向きな協力体制が取れないかぎり、地域の方々のまちづくりへの努力とこの協議会制度は全く意味をなしません。

課題は色々ありますが、50 年後、100 年後にこの時代を振り返ったとき、「まちづくり協議会」が、京都の景観づくりに何かを残せていたらいいな、そう考えています。

（嵐山まちづくり協議会　鳥澤ブルース･リー）

しっかりとした組織づくりで協議会の権威を高める

西之町まちづくり協議会

P.10-11

西之町では平成15年に協議会が立ち上がり、この地域の先駆けとして協議会制度を運用してきました。協議会制度を取り入れることは、今まで何となく地域で共有していた地域の価値を明文化し、まちの掟を外へしっかりと伝えることにつながります。この地域にいる以上、同じ方向を向いて進んでください、ということですね。

協議会を運用していくうえで最も大切だと考えているのは、「協議会の権威づけ」です。外部の事業者と交渉するときに、協議会の存在が軽んじられてはいけない。そのためには、しっかりとした組織づくりをすることです。

組織図を作り、協議会と町内会長の関係性をはっきりさせる。約款や議事録の管理を徹底する。協議会に加わる町内会長は1年交代ですから、人が入れ替わっても揺るがないような組織づくりをしなくてはなりません。

同じ理由で、事業者との意見交換会で用いる資料も、色をCYMKで数値化するなど、客観的なものにしています。個人の感覚での判断ではなく、協議会全体の意思ですよ、という説得力を持たせるためです。確固たる根拠があれば、主張に力を持たせることができますからね。

組織や意思決定の仕組みを、誰が見てもわかりやすく、明確にしておくこと。これが、協議会の対外的な権威を高めることにつながると考えています。

昨年、平成30年には隣の祇園新橋地区で「祇園新橋景観づくり協議会」が立ち上がり、京都市の認定を受けました。この動きがさらに広まるといいなと思い、周りの自治会へも声かけをしています。

この辺りならではの歴史ある伝統的なまちなみは、西之町という「点」だけでは守り切れません。今後は周辺の協議会同士がつながり、「面」となってまちづくり活動をしていけたら、と考えています。

（西之町まちづくり協議会　横山 経治）

変わりゆくまちに地域が対応できる体制を作るために

明倫自治連合会

P.18-19

この明倫地区は祇園祭の鉾が出る地域で、古くからの町家が多く、呉服産業がさかんだったまちでした。時代の移り変わりとともに大きい呉服屋が廃業し、その跡地にマンションが建つようになりました。近年はゲストハウスや民泊など、新しいホテルが次々に建設されています。私たちが最後の砦として守ってきた町家にすら、ホテル化計画が持ち上がっているほどです。

意見交換会の回数は、年々増え続けています。これまでは新築や改装などの案件を中心に意見交換会を行ってきましたが、看板の書き換えや、立て看板に対しての案件も出てくるようになりました。インバウンド向けの大きな食べ物の写真など、まちにそぐわない看板も出てくるようになったからです。

しかし、協議会制度は意見交換会の「実施」を促すもので、計画そのものに対する強制力や執行力はありません。そのため、協議がまとまらずに決裂してしまうことも。勝手に京都市へ報告書を出され、着工されてしまった事例も何度も経験しました。意見交換会の負担が増える一方で、このようなことが起きると、私たちとしては正直、無力感を感じてしまいます。このままで、本当に祇園祭1150年の歴史が守れるのだろうか？と。

協議会制度の存在を知らず、京都市に建築計画を提出しに行ってはじめて、協議会との意見交換が必要だった、と知る事業者も少なくありません。計画が具体的に固まっている状態では、変更してもらうことはなかなか難しいです。

このような現状を踏まえて感じているのは、協議会制度の存在をもっと広め、協議会の位置づけを高めていきたい、という強い気持ちです。

私たち明倫地区をはじめ、協議会のメンバーは、京都のまち並みに誇りをもち、熱意をもって活動している方々ばかりです。

現場の声を取り入れて協議会制度の在り方をいま一度見直し、改善し、より実のあるものにしていってほしいと考えています。

（明倫自治連合会　長谷川 明）

協議会制度の存続に向け未来を見据えた計画を

先斗町まちづくり協議会

P.8-9

先斗町まちづくり協議会は、立誠自治連合会のもと、立誠まちづくり委員会を母体として立ち上がりました。

協議会制度の認定からすでに6年以上が経過。年間50件以上に及ぶ数多くの意見交換会を実施してきております。そこには、先斗町の店主たちが、景観のことを自ら勉強し、行政の担当者と関わりを持ちながら、試行錯誤を重ねて少しずつ前に進んできた歴史があります。

6年間の運営を経て、この協議会制度は地域で一定の成果を出してきました。意見交換の場で新規事業者に「この計画は、地域のルールを守って進めます」と誓約していただくことは、かなりの力を発揮します。たとえ法的な拘束力がなかったとしても、皆の前で約束した以上、めったなことはできないでしょう。

しかし一方で、協議会の認知が対外的にも、自治体・行政内でも広がっていないこと、本制度に対しての京都市の責任範囲があいまいなことなど、運営を続けていくことに対する危機感も強く感じています。今この時点で再度、協議会制度が持つ脆弱性に対しての見直しが必要なのではないでしょうか。

この数年で、協議会制度を導入する地域も増え、11地区が参加するネットワークも生まれました。ということは、さらに協議会制度が広がっていく未来を見据え、その先を見通す計画が必要だということです。運用していくうちに破綻してしまうような制度を続けていくことはできませんし、日に日に目減りしていく行政支援の中、変化していく都市・京都で、どのようにこの制度を運用し得るのかを考えなければいけません。

まちづくりは、たった数年、数十年の話ではありません。

その地に住み、商いをする者にとっては、半永久的に続くものなのです。その事実を、制度設計をし、所管する京都市に理解してほしい。

ともに京都の景観を守る立場の者として、地域の現状を理解し、協議会制度がまず意義のあるものとなることを望んでいます。

（先斗町まちづくり協議会　金田 祐一、神戸　啓）

地域の声を取り入れる
官と民の協力体制を望む

姉小路界隈まちづくり協議会

P.16-17

姉小路界隈まちづくり協議会は、この4年間で67件の意見交換会を行ってきました。まちの品格にふさわしいかどうか難しく考えるより、このまちの品性に魅力を感じ、共感してくれる人たちといっしょに、まちを創っていきたいと考えています。そこに、古い、新しい、の垣根はありません。最近の例では、ゲストハウスが2軒入ってきていますが、地域のまちづくりを前向きに理解し、協力してくれています。

「いい場所だからこそ、いい人が集まる。」そんな流れを作っていけたらいいですね。まちの価値とブランド力を高めることで、地域にとってプラスとなる建物や人を呼びこんでいけたら、と考えています。

京都のメインストリートである御池通に接する本界隈では、「道路」という空間の在り方がひとつの大きなテーマです。道路上の駐輪や荷捌き、無秩序な立て看板などは、歩行者に不安感を与え、通り景観の向上にもなりません。行政と連携した、安心・安全でバリアフリーな道づくりが必要不可欠です。

そもそも建築のルールは、何のために存在するのでしょう？

まず一番に、その地で日々暮らしている人たちのためのものであるべきだとは思いませんか。経済活動ももちろん重要ですが、そのような流れから地域の人々の生活や文化を守ることが、ルールの最も大切な役割なのではないでしょうか。

新景観政策が実施されて10年が経つ今、政策に携わる人々に、地域の人々の声をもっと聞いてほしいと感じています。その仲介役として、「地域景観まちづくりネットワーク」や、「地域景観づくり協議会」の存在を活用してほしい。せっかくこのような、地域の意見を集める仕組みがあるのですから。

協議会制度が導入されているまちづくりの現場では、地域の人々が汗をかきながら、自分たちのまちの価値を守ろうと懸命に取り組んでいます。今日の京都の景観を下支えしてきたのは、そんな地域でのひとつひとつの地道な積み重ねであることを、どうか忘れないでください。

より良い京都のまちを創っていくため、官と民が協力し、共通の目的を持って景観づくりを進めていけたらと願っています。

（姉小路界隈まちづくり協議会　谷口 親平）

景観ネットワークの在り方を見直し
プレゼンスを高める

一念坂・二寧坂 古都に燃える会

P.12-13

1986年の「古都に燃える会」の誕生で景観づくり活動が始まり、30年以上。ここは、京都の中でも最も早くから景観づくりに取り組んでいた地域のひとつなのではないでしょうか。

本協議会で意見交換会を開くときは、一方的に協議を打ち切られてしまわないよう、最終的にはこちらで合意内容をカルテにまとめ、京都市への提出書類として事業者へお渡しするようにしています。

カルテを作る手間は、もちろんかかります。あまり意見交換会の回数が多くない地域とはいえ、正直、かなりしんどいなと感じることもあります。でも、地域の人間がそれくらいの熱量を持って臨まないと、景観づくりはできない。

景観づくりに対するモチベーションを保つためには、当事者である地域の人々が覚悟を持ち、努力していかないことには進まないんです。うまくいったり、いかなかったり、色々な波がありましたけれど、今まで20年間以上、ここの地域は全力で景観づくりに取り組んできたと思っています。今でも繁忙期を除いてほぼ毎月、地域の有志の集まりで勉強会を開催しています。

これまでの取り組みで痛感したのですが、ただの地域の団体として行政に意見を届けることは、本当に難しい。しかしそれが、協議会という形をとったことで、意見に重みづけができるようになりました。以前よりだいぶ聞く耳を持ってもらえるようになったし、他地区との連携も取りやすくなった。

今はさらに、地域景観まちづくりネットワークという存在があるのですから、このネットワークとしての発言力を高めることを視野に入れるべきではないでしょうか。

地域住民だけでは伝えられなかった現場の声を、協議会、そしてネットワークを通して行政に伝えていく。ネットワークの会議の場で問題提起をし、皆でともに考える。現在参加している11協議会はもちろん、他地区で新たな協議会が立ち上がったときに、まずはネットワークに入ろう、と思ってもらえるような意義のある活動をすること。そこを考えていきたいです。

京都の景観づくりにおいて今後さらに、地域景観まちづくりネットワークのプレゼンスが上がることを期待しています。

（一念坂・二寧坂 古都に燃える会　神田 智弘）

このまちの文化と誇りを、次世代へ。

その想いを持ち、地域景観づくり協議会は
今日も活動しています。

平成 31 年 4 月 1 日 発行
編集・制作：　NPO 法人 京都景観フォーラム
（京都市地域景観まちづくりネットワーク 事務局）